

第1回宮城県保健環境センター評価委員会 会議録

平成17年10月24日(月)

午後1時30分から4時まで

宮城県保健環境センター大会議室

1 出席者

- (1) 岩崎委員、江成委員、大島委員、北川委員、熊谷委員、辻委員、新妻委員、高橋委員
- (2) 県側出席者
高橋環境生活部次長、安齋環境対策課長、大内環境対策課技術補佐、高橋技術補佐(班長)、渡邊主任主査
- (3) 保健環境センター側出席者
大江所長、星野研究管理監、千葉副所長兼事務局長、嵯峨副所長兼水環境部長、坂本副所長、廣重副所長兼試験検査部長、鈴木企画情報部長、秋山微生物部長、柳田生活化学部長、斎藤環境化学部長、加賀谷大気環境部長、粟野古川支所長
菅原事務局次長(総括)、阿部検査精度管理専門監、浦山総括研究員、安藤上席主任研究員

2 開会

司会(菅原事務局次長)

本日は、ご多忙のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただ今から、第1回宮城県保健環境センター評価委員会を始めます。開会に当たりまして環境生活部高橋伸行次長よりごあいさつ申し上げます。

3 あいさつ

高橋環境生活部次長

皆様、お忙しい中、快よく評価委員の就任につきましてご承諾いただきました。心から感謝を申し上げます。

現在の保健環境センターでございますが、昭和47年に建設されました。業務内容的には、昭和22年につくられた衛生試験所、それから昭和46年に設置された公害技術センター、これが昭和57年に組織統合され、現在に至っております。従いまして保健環境センターは、保健衛生と環境公害行政という非常に範囲の広い行政に必要な試験検査、監視測定、調査研究を行う中核施設と位置づけられております。このような重要な役割を担う保健環境センターは、効果的で効率的な試験研究体制の整備運営を行っていかねばなりません。このため今年の3月に保健環境センター評価委員会条例を制定いたしまして、委員の皆様は外部評価を実施していただくことにしたわけでございます。

評価の方法としては、まずセンターの組織運営、業務内容、研究課題等につきまして宮城県としての自己評価を行います。評価の客観性、信頼性を確保するため知事の諮問という形で、評価委員会に私ども宮城県が行った自己評価についての評価をお願いするものでございます。県といたしましては、評価委員会の評価結果を受けまして、組織運営や研究課題等の見直しを行う等、適切に対応するよう進めることとしております。また、評価結果やそれに基づいて県が講じた措置についてはインターネット等を通して公表することとしております。

本日は、第1回目の会議でございますので、委員長の選出や施設の調査等盛りだくさんの内容となっております。どうぞ忌憚のない意見をお願いいたしまして、簡単でございますがごあいさついたします。

4 委員紹介

司会

次にご出席の委員の方々をご紹介させていただきます。本日資料でお配りしております次第の裏に委員名簿、次に出席者名簿がございます。出席者名簿のとおりご紹介させていただきます。

(名簿順に委員紹介)

5 会議成立

司会

本委員会は10名の委員により構成されております。本日8名出席いただいておりますので、保健環境センター評価委員会条例第4条第2項の規定により、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

6 委員長選出

司会

本日の評価委員会は、第1回目の委員会でございますので、委員長、副委員長を選出する必要があります。選出方法は保健環境センター評価委員会条例第3条第1項により、委員の互選によりまして選出することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

熊谷委員

事務局案はあるんですか。

司会

事務局案というお声ございましたが、事務局案をご提示させていただいてよろしいでしょうか。事務局、よろしくお願ひします。

鈴木企画情報部長

事務局案といたしまして、委員長に新妻弘明委員、副委員長に岩崎玲子委員をお願いしたいと思っております。

司会

いかがでしょうか。

(異議なし)

それではご異議がないようなので、皆様のご同意をいただいたということで、新妻委員に委員長を、副委員長に岩崎委員をお願いしたいと思います。

では、新妻委員、岩崎委員は、委員長席、副委員長席にご移動をお願いいたします。

司会

それでは、新妻委員長から一言ごあいさつをいただきたいと思ひます。

7 委員長あいさつ

新妻委員長

ただ今委員長に指名されました東北大学環境科学研究科の新妻でございます。

評価委員会は、知事の諮問を我々が受けておりまして、調査研究とか試験研究を行っている宮城県保健環境センターの運営全般について、総合的な評価を行うということになりました。センターがすぐれた試験研究成果を生み出しているかとか、行政ニーズにこたえているかということ、事前に知事が自ら評価し、ここで審議すると理解しております。先ほど高橋次長からご紹介がありましたように、この評価結果あるいはそれに対して県がどういう措置をとったかを公表をすることで透明性を確保するというところでございます。

日本人は評価なれしていないとよく言われていまして、何か評価をされるといって、神様が何かを評価するというような感じになりがちなんです。これはピアレビュー、同僚評価と我々よく呼んでいますけれども、おのおのの専門の違う人間がお互いに同僚を評価するんだという姿勢が基本なのではないかと思えます。我々としては、専門性にのっとって、我々なりの意見を言わせていただき、それを県の方、センターの方で真摯に受けとめていただいて、センターの力で運営をただしていただくという格好になるかと思えます。この評価自体が初めての評価だそう、多分我々委員も、センター、県の方も試行錯誤になるかと思えます。ただ、評価を変にしますと、よい評価だけ出るような説明をして、そして我々はよい評価だけをする、あるいは全くその逆ということにもなりかねませんので、その辺、せっかく集まっていたいていますので、実のある評価ができるように我々委員は努力しないといけないと思っております。

副委員長始め各委員の先生方のご協力を得まして、できるだけ有用な提言ができるようにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

8 議事

司会

議事にうつるわけでございますが、保健環境センター評価委員会条例第4条第1項の規定により、会議は委員長がその議長になることになっておりますので、議事につきまして委員長に議長をお願いいたします。

(1) 宮城県保健環境センター評価委員会の会議の公開について 事務局

資料1「情報公開条例関連条文」により説明

議長（新妻委員長）

原則公開で、特に支障があれば三分の二以上の多数で、非公開とできるということですが、質問ございますか。

（質問なし）

情報公開条例に基づきまして会議は原則公開、必要に応じて非公開の措置を採用というようにしたいと思います。

会議の傍聴方法を決定する傍聴要領（案）ということですが、それが細かく決まっているようでございます。何か補足で事務局でご説明ございますか。

事務局

傍聴要領（案）は資料1の一番最後でございます。

議長

傍聴要領（案）に目を通していただいて、ご意見がありましたらご発言願います。

（発言なし）

それでは傍聴要領につきましても原案のとおり決定することにしたいと思います。

(2) 宮城県保健環境センター評価について

安齋環境対策課長

資料2「宮城県保健環境センター評価について」により説明

議長

ありがとうございます。特に4番の評価視点というところが、我々、委員は共通理解を持っておく必要があると思いますので、ご質問があればお願いします。

江成委員

今のお話の評価の視点ということで、(2)の調査研究等遂行に係る環境ということで説明されているんですが、環境というと私の感覚ではハード的な環境、それからソフト的な環境の両面があるのではないかと思うんですが、説明されている組織、人員配置、予算が適当かどうかということになると、どちらかというとソフト的な面かなという感じがするんです。調査研究を遂行する上では、もちろんこういったところもありますが、一方でいろんな分析機械とか、そういったものもかかわってくるかと思うんです。そういったものをいわゆるハード的な環境ととらえると、そういった部分についてはその観点に入らないということなのか。この辺は、県の資源配分に制限がある中でということが前段にあるんですけれども、要するに県民や社会のニーズに対応するためには、これだけの予算ではとてもおかしいのではないかと、そういう評価もあり得るかと思うんです。ただし、前段としてその制限があるということを前提にするということであれば、もうそれは評価できないということになるわけですが、この辺はどこまで踏み込むのかとか、あるいはどの程度までここで考えるかということについては、どのように考えたらよろしいんでしょうか。

安齋環境対策課長

前段の方の施設整備関係について、ここには実際に書いておりませんが、組織がどうか、人員はどれだけいてどのような組織体制になっているのか、それから予算はどうか、これから自己評価でご説明を申し上げますが、そのほかに施設の整備状況などもその中で当然入ってまいります。また、そのほか調査研究を進めていく上での環境としましては、外部とどのようなつながりをもっているか。例えば大学、民間の研究機関などどのようなつながりを持っているか。そんなところまで含まれると考えております。

議長

これは、ここには記載はないけれども、環境の中には当然施設設備や学会との連携も入っているということですね。資源配分に制限がある中でというのは、制限があるからしょうがないと考えるのか、いやこれはもっと必要だということまで踏み込むかどうかということです。

安齋環境対策課長

当然、お金の制限があるわけなんです、そういう中で効率的あるいは効果的な調査研究をどうやって進めていこうとしているか、あるいは進めていけるのか。そういう観点での自己評価をしておりますので、それについても調査審議をお願いしたいと考えております。

岩崎委員

前もっていただいた資料に目を通してすごく感じたのは、この自己評価の内容には、調査研究等にかかわるというのがすごく多く見られました。資料として出されている内容としても調査研究に関するものが多かったと感じました。だけど、この職員の方の業務の85%は実はその調査研究ではなくて、むしろ行政検査、監視測定となっている。しかも予算もおそらく同じ比率ぐらいだと感じました。このセンターの全体の仕事の中味としては、むしろそちらの方がすごくメインなのに、自己評価では調査研究の方がどーんと出てきているという感じがして、違和感を感じております。

安齋環境対策課長

確かに85%が、いわゆるルーチンワークとよく我々呼んでいるわけなんです、これはこの2ページの(1)の

のところの調査研究等以外の業務、ここがいわゆる85%程度あって、(1)の調査研究は、今のところは15%ということです。これについてもそれぞれ自己評価をしておりますので、委員会の中で調査審議を行うと考えております。

議長

両方行うということですか。

安齋環境対策課長

機関評価はセンター全体をみていただくわけです。

議長

いろいろやってみながら考える必要がありそうです。

安齋環境対策課長

実際に自己評価の内容をごらんいただいて、その中でいろいろご意見いただければと思います。

議長

議論の中でこういう評価の観点のところまで戻っても可能だと思いますので、具体的な資料を見ながら、この点も少し考えたいと思います。次に3番目の議題にいきたいと思います。宮城県保健環境センター機関評価調書についてですが、保健環境センターの方からお願いします。

(3) 宮城県保健環境センター機関評価調書について

大江所長

資料3「宮城県保健環境センター機関評価調書」により説明

議長

ありがとうございました。事務局の方で用意していたシナリオをあらかじめご説明しておきますと、議事の3で知事が行った評価について説明がありました。次にセンターを見ていただくことをいれますと、たくさん質問はあろうかと思いますが、まずは見てから質問をいただきたいと思います。我々の仕事全体と手順とかが見えるようになったところで、一括してご質問をいただくようにしたいと思います。まずは情報を入れる方を先にして、後で、意見をいただいて審議をしたいと思います。

(休憩)

(4) センター施設調査

大気環境部常時監視(テレメーター)、生活化学部機器分析、特定化学物質検査棟(ダイオキシン分析)、分庁舎微生物部を調査

(5) 機関評価表の記載等について

事務局

資料4「機関評価表の記載等について」により説明

議長

ありがとうございます。資料4のように11月21日までに機関評価表をうめていただき、委員会としての報告書案の作成にあたり、草稿委員を指名させていただいて、その方を中心にまとめる。次に、その案を各先生方にお送りして協議しながら全体をまとめ、1月31日にその案の審議を行うということです。では、草稿委員の先生を指名させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。岩崎委員と北川委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。大変だと思いますが、よろしくをお願いします。

(6) 審議

議長

大体 30 分ぐらいご意見、ご質問をいただく時間がございますので、ご自由にご発言いただければと思います。

予算関係ですが、どうも全体がよく見えなかったんですが、全体の予算と、施設設備の維持管理、研究費、人件費はどこを見ればわかるんでしょうか。

事務局

資料の 15 ページです。

事業費といいますのは先ほど説明しました行政検査と調査研究が入って事業費となっております。この中の調査研究費とその他の事業費とありますけれども、調査研究費がいわゆる調査研究に使われる予算で、その他の事業費が行政検査に使われる予算となっております。

維持管理費につきましては、庁舎等の維持管理でございます。あとは 79 名の人件費です。

議長

調査研究の予算を見ますと、ものすごく少ない。我々の感覚ですと、これで研究ができるはずがないと思うんですが、実態はどのようになっているんですか。

事務局

調査研究費は平成 14 年度が 764 万円、16 年度が 734 万円です。先ほどご説明したように組織、規模、職員数 79 名おり、いろいろ課題がある中で、経常研究として各部がこの予算の中で行って、それから全体的に行うものについてはプロジェクト研究で行っております。

議長

設備の維持費は他からでているのですか。

事務局

設備関係は、行政検査を行う各事業課の予算で賄っているということです。

議長

20 万円ですと、コピー代とか、CD-ROM とか買って終わりになってしまうと思うんですが、実態として、どのようにやられているんですか。

事務局

プロジェクト研究と、経常研究、そのほか自主研究、受託研究等々ございますけれども、その中でメインとなるのが経常研究とプロジェクト研究ということになります。調査研究費は、大体 700 万円程度ということでございますけれども、この 700 万円を二つの研究に分けて使用することになります。経常研究につきましては、毎年 15、6 題から多いときで 20 題、それから、プロジェクト研究が大きな題目として一つございますが、その中に幾つかの研究がございます。そういったところで 700 万円を分配して使用するということになりますが、1 題 1 題になりますと、新妻委員長さんからお話をいただいたような、1 題十数万円とかというような状況でございまして、経常研究の中で使用する需要費に使う部分、それから研究発表する場合の旅費にも使用するということでございます。

事務局

測定機器等については、検査機器の手当が最近できていないという話をしましたが、事業費の方から機器の設置がなされていると書いています。ここでいう調査研究費といいますのは、センターに対して調査研究の予算という形で来ているのがいわゆる調査研究費です。機器の整備については、センターの備品計画というのがありまして、センター独自でいろいろ整備していましたが、財政的な問題からその部分が LC・MS を入れた段階で、リースに変わってしまいました。そういうところについては、事業で買った検査機器を調査研究で使っています。また、保

守点検は、事業の方からという形になっております。従って、調査研究と機器の設置等の全部をこの予算で賄っているという形にはなっていません。

大島委員

要するに、15ページの表の中のその他の事業費のところに全部入っていて、ルーチンにかかわる経費としての内訳となっている。

事務局

具体的に話しますと、生活化学部の調査研究で、残留農薬の一斉分析の検討を行っていますけれども、それに使っている機器類については、宮城県の食と暮らしの安全推進課で、農薬の食品検査に必要なということで、手当をしています。そして、その機器を使って研究の方もやっているということになります。

岩崎委員

消耗品なんかも、結局そちらの方で買ってくるみたいな感じですか。

事務局

消耗品については、調査研究費でということです。調査研究で使用する消耗品はこの研究費の中から購入するということになります。

北川委員

明確に分けてやっていらっしゃらないんですか。

事務局

明確に分けるところまではいっていないかもしれません。

北川委員

経常研究、プロジェクト研究、助成研究と別々に使うのではなく、全部まとめてやりくりしているということですね。20万円という助成研究の額では、微生物とかウィルス関係の試薬を数本買ったなら、すぐなくなってしまいますから。

事務局

調査研究で新たに必要なものもありますが、事業で使っているという場合にはそれを使っております。

岩崎委員

似たようにお金の動きなんですけれども、資料の33ページに行政検査・調査という表があります。上から4行目の企画情報部のところに、「調査研究企画調整業務、毎年次年度に行う調査研究事業予算削減に伴い、課題の選定、優先順位などの企画調整は難しい。各部の企画書を取りまとめ、内部評価委員会の検討評価を行う。」とあり670万円使っています。予算が700万円しかないのに、調整で650万円以上使っているというのは、どういうことかと思っています。

事務局

先ほど説明いたしました調査研究費の額をここに入れておまして、調査研究費というのは別枠です。ここでは17年度の額を入れております。

岩崎委員

17年度は675万円になって、ここに入っているということですか。すると、この分け方は、こちらの分け方と全然違う分類で表現されているということですか。

大島委員

19ページの、プロジェクト研究の配分ですが、これから多分外部資金をもっと稼ぎなさいというような評価でも出てくるんだろうと思うんですけれども、これは共同研究という形での外部資金はゼロになっていて、一番下に出てくるのは現物で入ってきたものを金額化したところと思うんです。そうすると、調査研究費の半分ぐらいの300万円ぐらいは現物で、外部との共同研究のところから物が入っている消耗品ということでもいいわけですね。ほとんど共同

研究による外部資金、例えば厚生科学研究だとかそういうものの申請とか、そういうようなことは県はあまりしないものなんでしょうか。多分、県レベルの研究機関にもオープンになっている研究費というのはあるんだろうと思いますけれども、そういうものに対するアプローチの仕方といいますか、努力の仕方というのか、その辺はどのようになっているんでしょうか。

事務局

現在、共同研究とか、外部資金の導入といったようなことで考えている部分は、主に19ページの下の枠、厚生労働科学研究が大きな比重を占めているところになるうかと思います。また、それから環境省の共同研究、特に国立環境研究所と共同研究する機会が結構ございますので、そちらの方とやらせていただくというようなことがございます。さらに、文科省の方の競争資金というものもございますので、今後の話でございますけれども、何とかそちらの方も手を上げていければいいかなというような状況でございます。

大島委員

例えば研究代表者として申請するようなことはあまりされていないのですか。

事務局

今のところ、代表研究者としてまではまだいっておりません。

辻委員

その関係なんですけど、19ページの一番下の表は、これは何ですか。

大島委員

分担研究として配分されており、現品としてきているということだと思います。

辻委員

上には含まれないのですか。

事務局

予算として入ってこない、いわゆる現品支給ということでございます。

事務局

宮城県の場合、予算に組み込めるお金ですと、助成研究という形で16年は20万円と入っているんですけども、個人名義に入ってしまう場合には、予算に入れられないシステムです。いわゆる現品、現物を買ってもらって支給とか、向こうでお支払いしてもらおうという形しか入れられないということになっております。

大島委員

共同研究として予算を計上する場合、例えば、厚生科研費の分担研究をやりますと、共同研究者として名前を連ねているときには、お金を予算化できないんですか。

事務局

こちらで購入した場合でも、直接向こうでお支払いしていただくという形でやっております。

大島委員

お金をもらうタイプのものが、たまたま3年間なかったということなのか。その受け入れるシステムがないから消耗品をもらっているという形をとらざるを得なくなっているのですか。

事務局

お金を入れるシステムがあればお金が入ってくるのですが。

大島委員

県の予算の体制としてシステムがないわけですか。

事務局

厚生労働科学研究費は分担研究者の個人予算に支払われるために、県の予算に組み込めないのが、代表者

に支払っていただいて現物支給を受けているという訳です。

大島委員

ということは、予算をとる代表者になれないということですか。

事務局

なれないということです。

大島委員

それはおかしい。

辻委員

例えば、宮城県立がんセンターの研究所とか、研究代表者をやっているものもあるし、厚労省とか文科省から直接研究費をもらっているところがたくさんありますので、ちょっと違うんじゃないかと思うんですけども。

事務局

公衆衛生協会の助成研究は、県の予算に入れられています。

辻委員

研究費の経理は事務委任されていますので、こちらの職員の方が主任研究者になられたら、これは保健環境センターに事務委任する話になります。がんセンターなんかはそうしていますし、ちょっと違うと思います。

事務局

研究してみたいと思います。

江成委員

厚生労働科学研究費というのは、全体としてはどのくらいの規模の研究費なんでしょうか。

事務局

16年度で全部で420億円で、1,400以上の研究がサポートされています。

辻委員

調書の67ページ一番下から5行目の検査精度管理。これは非常に大事な話だと思うんですけども、内部精度管理の下に外部機関による検査精度管理を行っているか書いていますが、どこでやってどういう結果になっているのかというのを、教えていただきたいと思います。

事務局

食品衛生試験を対象としたGLPの外部精度管理は、(財)食品薬品安全センターにお願いしています。

辻委員

それで、どういう成績だったのですか。

事務局

昨年の成績は、一部良好でない検査結果が出ておりまして、それは着色料が検出されなかったということです。その他は、これというような大きな問題点はなく、概ね良好でした。

議長

85%が一般業務で、残りが研究業務ということですが、ニーズといますかシーズといますか、これはどのようにして決まっているのですか。例えば、研究はもっとやりたいんだけど予算上できないのか、あるいはもっと事業がたくさんあるけれども、この組織としてやるにはこのくらいだとか、どのようにして、この85%は決まっているのでしょうか。

事務局

行政検査との兼ね合いなんですけれども、県の施策としての行政検査、いわゆる食品であれば食の安全安心のために、例えば、必要な農薬の検査を求めています。現在の職員の人数は決まっておりますので、その中で

どのくらいそれにとられるかということによって、結果的には決まっていきます。この中で生活化学部だけがちょっと、調査研究の時間が長いんですけれども、先ほどお話ししましたように、現在、食の安全ということで、残留農薬の規制がポジティブリスト制となり、大分変わることから、検査法の検討を行っているため調査研究の割合が多くなっている。行政検査の割合がふえれば、研究の割合が減る。人数は決まっているということからの結果です。

議長

行政検査がどのくらいあるかによって、ほぼ自動的に決まってしまうということですか。

事務局

人員削減で人が減りますけれども、その場合、事業課と調整をして対応する。人員削減というところでちょっとお話ししましたが、職員定数が決まっていますのでその中で行政需要ということが現実的には優先的に動いているということです。

議長

調査研究自体は中で限定して課題を決めるのでしょうか、これに手を上げる人は多いんですか。競争率はどのくらいですか。実際に支弁できるお金の10倍ぐらいの研究をしたいという提案があるのか。あるいは、ほんの1.1倍なのか。いわゆる研究者自体のアクティビティの指標になると思うんです。ほとんど検査業務でいっぱい、とても研究をやるような雰囲気ではないのですか。

事務局

経常研究、プロジェクト研究等、その課題の選定の方法というのは、センターの各部、保健所、本庁各課から現在必要な研究課題がだされ、その中から選ばれ、センターの業務と非常に関係の深い研究課題というものが結構できます。先ほど15～16題から20題というお話を申し上げたんですけれども、実はもっと多く出されます。しかし、2、3年前から内部評価を始め、その中である程度検討した上で、研究課題を選定することになっておりました。

今年度から、その内容を見直し、少し研究課題の中身について吟味しようか、センターの内部で申し合わせたところがございます。研究予算の方もこの内部評価委員会の中で行うということになっております。

議長

具体的に評価調書の2ページの2の(1)のところに、課題選定云々と書いていますが、課題選定は、何題中何題を選定しているのか。どのくらい申請があったうちのどのくらいを選定しているのですか。

大島委員

選定のメカニズムというか、どういう形で決めるのですか。

事務局

この評価調書の中に、その流れの概略についてお話しさせていただきました。それから、評価調書資料の32ページに、調査研究の実施フローというのがございます。

北川委員

どなたが申請して、どなたが審査をして、採用されたのがいくつかということをご質問されていると思います。

事務局

申請は、各保健所の関係各課、それから、本庁の関係各課、そして、センターの各部の自分の受け持っている業務の中から手を上げるというような状況でございます。

議長

全員が手を上げていると思えないんですが、どのぐらいの人が希望するのですか。

事務局

全員ではございません。現在79名おる中で、来年度に向けて6つ、新規のものがございます。内部評価委員会で6つのうち4つがセンターで行い、あとの2つは事業として、主務課の方で予算化してやるべきではないかとい

うことで、県庁調査研究検討会の方にそれを上げて、そこで検討する。そこで決まって、最終的に実施に移していくということになります。

岩崎委員

一題、30万円とか40万円の研究に対して、この過程を全部毎年やらなくてはならないということですか。

議長

選定するための人件費の方が多いのではないですか。

大島委員

内容的にいうと、予算の面の他に業務をはなれて研究しているよというようなアプローチの意味もあるということなんですか。

事務局

来年度の調査研究課題、全部で16題が上がりました。その中で新規が6題のうち2題が事業ではないかと、それから経常の方で3題が3年計画なり2年計画を短縮してできるのではないかなというように、内部評価の結論として県の方に上げるということになりました。金額云々がありますけれども、やはり大学の研究でもなく、国の研究でもなく、県の施設として何をやるべきかというところで、やはり県民のためにできることはやらなくてはならないということから、いろんな分野があって、課題があって、それを予算面だけで二つ三つ絞れるかという、なかなか厳しいことからこういう形になっています。

議長

このシステムはいわばボトムアップですよ。提案させて、やってだめなものを選んでいくような感じだと思うんですが、県民の要請にこたえるという観点からは、このようなボトムアップですと、自分のところの部署の関連のものしか出てきません。ただ、このセンターの役割を考えると、こういう研究とかこういう動きが必要だというシステムがこれから見えないんですが、これが企画情報部の整備が必要だということを言っているのですか。我々も大学も個人個人の研究に任せるというものと、もう一つ、我々として研究企画室というものをつくって、全体の調整を始めるといようなことをやっているんですが、そういうシステムはないんでしょうか。

事務局

今年度、組織としての考え方を調査研究方針として、決め、それに基づいて調査研究の今後の方向を各部で出してもらって、大筋の方向を示していくこととしています。

議長

これは、かなり大きい重点研究分野ですけども、具体的にセンターとして何を急いでやらないといけないとか、こういう側面から攻めないといけないとか、そういうものをコーディネートする機構は、ないんですか。

事務局

今のところありません。そういう意味では、企画情報部の強化というのが必要になっています。

議長

各部に全部分担してやってもらうときは、他との連携を考えるとすごくやりにくくなってしまわないですか。他の研究機関との連携とか、他の組織との連携といったときに、窓口になったり、全体をコーディネートするような機構というのが必要な気がします。

事務局

自己評価のところでも書いていますけれども、そういう面での企画情報部の企画部門の強化というのがあるわけです。外部資金導入にしる何にしる、やはり必要だと思っています。

事務局

これまで、職員が個人的に大学、その他の研究所等のつながりの中でやってきた部分というのが結構ございま

したので、それをセンターとしてやっていくには、企画情報の機能強化というのが必要だと思っております。

岩崎委員

この調書の2ページ目の2の「調査研究等の遂行に係る環境」の(1)調査研究等の に、「センター各部が行う行政検査・調査の業務量は約 85%を占めている。」一番最後のところには、「調査研究とのバランスが課題となり、外部委託など業務の見直しを検討する必要がある。」となっていますけれども、今の状況だと外部委託をしようと思えばできる分野もかなりあるのかなというふうにも見えます。装置や建物・設備などを考えると、このセンターとしては、どんどん外部委託をしてしまって、研究をメインにやりたいのか、それともこれまでどおりむしろ行政検査を中心としてどんどんやっていきたいのか、どちらの方向を目指しているのですか。私それによって評価はかわるのではないかと感じているんですが。

事務局

そのとおりだと思います。やはりこういう機関というのは、ルーチン、フィールドを持って、県民のために試験検査、調査をするというのが一義的な業務だと思っております。それに付随してといいますか、それと並んでいいと思いますか、それを支える調査研究というのが、ちょっと先を見ての調査研究なり、それから技術保持など、いろんな面での研究というのは大事だと思いますので、そういう面での調査研究が必要だと思います。そういう中で、先を見てやる部分を確保するためには行政からの検査の要求が、廃棄物部門とか出てきますので、それで研究が追いやられている中でセンターとしてやるべき調査研究をするために、やはり民間でやれるものは民間にお願いしていくということで、今、県の方と議論しているところです。最終的にどの部分が行政でやるべきか、民間にどのくらい出せるか。その中でどういう調査研究というものが、大学でない、国でないところで行っていくべきかということも、もう一つ整理していかななくてはならないのではないかと思います。

大島委員

今のような内容を新しいところで検討する機関、あるいは組織はどうなんでしょうか。

事務局

そういう面で外部委託なりこれからの方向なりでの検討を昨年度してまいりました。今年は、具体的にどういものが民間に移譲できるのかということでの議論をしているところです。

もう一つは、先ほど職員の年齢構成のお話しをしましたがけれども、団塊の世代の職員が非常に多く、52 歳以上の職員が大部分だということもあって、その辺のところも加味しながらになるんですけども、一気にはなかなかいかないと思っております。

高橋委員

保健環境センターの業務がどのように決まっているかお話ししますと、まず経常的な業務では、例えば公共用水、川の水质分析とか、県が毎月1回とか決めてやっております。これは昔からやっていることなんですが、これは保健環境センターみずからやらなくてもいいのではないかということで、業務委託にかなり前から切りかえてきております。新しい仕事では、村田の竹の内の廃棄物の処分場の問題がでたときにガスの測定をしてほしいとか、本庁の方でいろんな行政需要が出ますと、保健環境センターと相談して、これはできるけれどもこれは人的にできないとか技術的にできないとか、いろいろ話し合いが行われて仕事が決まっていくわけです。それから、最近食品衛生に対する県民の皆さんの関心の高まりから、検査をいっぱいやってくださいということで、需要がどんどん伸びているということです。食品検査は回収命令とかそういう行政処分に伴う検査、また、公害の方でも工場排水の検査とかございます。これは民間に委託すべき優先順位からすると、なかなか優先順位は落ちます。県がみずからやるべき部類に入ってくるのではないのかなと思います。それから、危機管理、いろんな不法投棄があったとか、工場排水でこんなものが流されたとか、食中毒がおきたとか、危機管理上非常に迅速に対応しなくてはならない検査というのがあられるわけです。もう一つの要素としては、先ほど所長からお話がありましたように、我々団塊の世代が

どんどんやめていく。先ほどの資料にありますように 50 歳以上がかなりの比率を占めておりまして、どんどんやめたら技術が落ちるのではないかということで、今のうち技術の伝承といいますか、ベテランから若い人へ伝える、そういう非常に大事な時期でもありますし、そういうことを全てもろもろの要素を踏まえまして、今後の保健環境センターのあり方を考えなくてはならないということです。副委員長さんがいい視点でご意見を述べられた外部委託をどう考えているのかということについては、まず一つは行政需要がどうなってきたのか、ふえてきているのかという問題。それから、民間活用する時代ですから、どうして民間活用できないのかという視点と、それからみんな民間に任せてしまったら危機管理はどうなるのかという視点、そういう視点も大事でございます。いずれにしても県庁の各課が行政需要を生み出すわけですが、そこと保健環境センターの方でいろいろ個別に詰めたりしているところでございます。そういった意味で方向性について、評価委員の皆様方からさらにご提言をいただければ、タイムリーだと思っております。

大島委員

研究者とか技術者の年齢構成だとか何とかということに関しては、ある意味ではこのセンターをどういうふうにやっていこうかというランドデザインを県庁がずっとサボってきた結果だろうと思うんです。先ほどから、どういう機関がそういうことを考えるんですかということで、その場その場で例えば、行政検査の割合を詰めて予算の具合でこうやってきてますけれども、もう少し上の県における研究機関の位置づけをどうやっていこうか、そういうようなある意味では将来計画、我々のように大学だとすぐそういう議論になるんですけれども、それがなかった結果が相当反映しているような気もするんです。大学と違って行政対応なので、やはりそんなことまでやってられないのはわかるんですけれども、それにしてもちょっと何かランドデザインみたいなものをやる機関が県にはないのでしょうか。

高橋委員

今の意見をいただいただけで十分な意味があるように私は感じました。おっしゃいましたとおり、まずもともと団塊の世代が多いんですが、特に公害行政ができたときに大量に職員を採用しております。プラス県の行政上の都合で、どうしてもベテランを保健環境センターに配置してしまったという私どもの責任もあるわけでございます。

事務局

このセンターの特殊性なんですけれども、昔の衛生研究所と、公害技術センターと、それから保健所の検査などを全部やっているんです。ですからこの議論を一つでするとというのが、なかなか難しい面があります。

議長

ありがとうございます。予定の時間を過ぎてしまいまして、たくさん質問はあると思うんですが、直接ご質問いただければお答えできるそうですので、事務局の方にお問い合わせいただければと思います。

きょうはキックオフですので、どういう具合か、あるいは評価のニュアンスという意味で共通の理解が必要だとの議論をしていただいたわけです。

先ほどご提案がありました手順に従って各委員の先生に、各項目についてコメントをいただいて、11月21日までにお送りいただきたいと思います。

これで今日用意した議事はすべて終わりますが、なにか事務局の方からありませんか。

事務局

今、お話のございましたご質問等いただければまとめてご報告します。

なお、追加資料等についても同じようにさせていただきたいと思っております。

岩崎委員

そのことについてお願いしてよろしいですか。質問した場合には本人には当然返していただけたらと思うんです。

が、委員長にはどういふふう。

事務局

全員に回答する形になります。